

## 【報復戦争支援・新法を廃案に！！】(改訂版) 07.10.19 弁護士 岩佐英夫

資料①関連年表、資料②アフガニスタンにおける各国部隊の参加状況、資料③日本ができる国際貢献、資料④国連安保理決議 1776 号日本語訳、資料⑤キティホークとカウペンスの航跡、資料⑥各種世論調査、⑦新法(全文)、⑧旧法(全文)

### はじめに

- ◆新法になっても何ら現行法と本質は変わらない。決議 1776 号が何ら正当化の理由にならないことは五で後述。活動内容を「限定」したというが、従来も「給油」活動しか行っておらず、何ら**限定**したことにならない。むしろ、国会承認不要とした点は現行法より「後退」
- ◆いずれにせよ、アフガニスタン戦争とテロ特措法の意味を振り返っておく必要がある。テロ特措法による「給油」の実態が多数のアフガニスタン市民を殺害する報復戦争への兵站行為であること、「報復戦争」でテロ問題は解決しないこと、日本がなすべきこと(真の意味での国際貢献)は何かを、ひろく訴えていくことが重要。さらに海外派兵恒久化法の動き(07.2.16 アーミテージ第2次報告の要求)にも注意する必要。

### 一、新法の構造と旧法との比較

1、「目的」(旧法第1条、新法第1条)：「我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに(引き続き)積極的かつ主体的に寄与し、…もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資すること」(カッコ内は新法で付加)

#### 2、根拠：新法は安保理決議 1776 号を錦の御旗に

- \*旧法・安保理決議 1368 号で「脅威」と認定、同 1267 号・同 1269 号・1333 号等の決議が国際的なテロリズムの行為を非難し、加盟国に対し、その防止のために適切な措置をとることを求めていること
- \*新法・安保理決議 1776 号が給油等の活動を評価し、継続的な実施の必要性を強調脅威が除去されていないこと
- ・安保理決議 1368 号、1373 号が「適切な措置」を求めていること

#### 3、活動の地域

- i、「非戦闘地域」は共通：新法・旧法とも第2条3項、
- ii、旧法・新法とも：公海・外国の領域
- ・「公海」：旧法は「公海」に全く限定なし。安保条約の「極東」の範囲すら超えている。新法では「公海(インド洋(ペルシャ湾を含む)及び我が国の領域とインド洋との間の航行に際して通過する海域に限り)」としている。カッコ書きで、わざわざ「インド洋(ペルシャ湾を含む)」としているのは、イラク作戦につなげる狙い?
- ・「外国の領域」：旧法は単に「当該国の同意がある場合に限る」、新法では当該国の同意のほか、「インド洋又はその沿岸に所在する国、及び我が国の領域とこれらの国との間の航行に際して寄港する地が所在する国に限る。」となっており、領海のみならず、領土陸上(パキスタン等)での活動も想定。

#### 4、活動内容の“限定”

- ・旧法での「対応措置」(旧法2条①項、その定義は旧法第3条①項)は、「①協力支援活動、②捜索救助活動、③被災民救援活動、④その他の必要な措置」となっていた。  
①は、具体的には別表第一：給油・給水を含む「協力支援活動」(旧法第3条2項)
- ・新法では「テロ対策海上阻止行動」に“限定”(限定したことにならないことは後述)

- ・何故、「食糧・衣料・医薬品その他の生活関連物資の輸送、医療その他の人道的精神に基づいて行われる活動」(旧法3条①項三号)である「被災民救援活動」(パキスタンやイランに350万人も難民がいる)を削除し、「給油・給水」だけを残すのか?

## 5、国会の承認(旧法第5条)を削除

- ・旧法第5条：対応措置開始の日から20日以内に国会に付議して承認
- ・新法では、国会への報告(新法第7条)のみ(旧法にも国会への報告規程はあり、第11条)

## 6、「基本計画」(旧法第4条)を → 「実施計画」(新法第4条)に格下げ

(←国会承認を削除した考え方：「活動限定のため法成立が国会承認と同じ、従って“国会承認は不要と判断”と弁解)

## 7、新法の有効期間：1年間(新法 附則第3条)

- ・新法の「骨子」段階では2年間という線も出ていたが、批判を気にして1年間に
- ・但し、新法附則第4条及び第5条により何回でも更新できる(各期間が1年間以内という制限のみ)  
→このことは、戦争開始から6年間も経過しているのに何ら治安回復していないことを示している。

## 8、新法での防衛大臣の権限強化：防衛庁から防衛省への格上げの影響

\*第2条5項 旧法 「相互の協力」 → 新法 「防衛大臣に協力」

\*物品の無償貸付及び譲与の規定(旧法第10条、新法第6条)における主語の変化

- ・旧法第10条の主語：「内閣総理大臣及び各省大臣又は…」
- ・新法第6条の主語：「防衛大臣又は…」

## 二、米英の攻撃は国連憲章51条の要件を満たしておらず、憲章違反の違法な戦争である。

1、「9・11 テロ」は「テロ事件」であって、国家間の「戦争」ではない。アメリカの民間航空機のハイジャック事件であり、アメリカ国内法の手続によって裁かれるべき事件。

- ・個々の集団がテロ行為を何回繰返しても、それだけでは国家の武力攻撃と同視できない。
- ・何らかの国家の関与が必要：i、直接的関与(①後援、②支援) ii、間接的関与(③許容、④軍事・警察能力の不足。)
- ・③④のレベルで、「テロ支援国家」として憲章51条による反撃を許すことはできない。
- ・しかるに、ブッシュ政権は「報復戦争」を開始。「報復戦争」は「友好関係宣言」(1970年国連総会決議2625号)により禁止(「①国家は、武力行使を伴う復讐を慎む義務を有する、②、国家によるテロ行為支援禁止」)。

2、仮に、「9・11 テロ」が「戦争」としての「武力攻撃」に該当するとしても、国連憲章51条の解釈としては、攻撃終了後は「自衛権」行使は許されない。

- ・9・11終了後10.07に空爆開始=報復(復讐)

## 三、武力行使を容認する安保理決議はない

テロ特措法第1条前文「この法律は平成13年9月11日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃が国連安保理事会決議1368号において国際の平和及び安全に対する脅威と認められたたことを踏まえ、あわせて、同理事会決議1267号、1269号1333号その他の同理事会決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国連のすべての加盟国に対しその防止等のために適切な措置をとることを

求めていることにかんがみ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組みに積極的かつ主体的に寄与するため、次に掲げる事項を定め、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。」

\*安保理決議 1267 号・1269 号・1333 号は、いずれも01.09.11 テロ以前であり、9・11 テロに対する武力行使の正当化にはなりえない。内容的にも武力行使とは関係なし。(資料①年表の決議内容紹介を参照)

\*01.09.11 テロ直後の決議 1368 号 (01.09.12) も、“Expresses its readiness to take all necessary steps to respond to the terrorist attacks of 11 September 2001, and to combat all forms of terrorism in accordance with its responsibilities under the Charter of the United Nations ” 「あらゆる形態のテロリズムと闘うため、国連憲章のもとでの同理事会の責任に従い、あらゆる必要な手順を取る用意があることを表明 (5 項)」 という一般的な宣言にすぎず、アフガニスタン・タリバン政権に対する武力行使を容認したものではない。

・行動の主体は安保理であり、あらゆる必要な手順をふむ用意があるという決意表明に過ぎない。(将来、国連が武力行使を許容することもあり得るかも知れないが、この決議段階ではあくまで決意表明にすぎず、加盟国が武力行使をすることへの権限付与・正当化ではない。)

\*上記テロ特措法の前文自体、国連が「適切な措置をとることを求めている」に過ぎず、武力行使を認めていないことを自認するものとなっている。安保理決議が武力行使を認めるときは、もっと明確な表現を使用する。

・安保理決議が、加盟国の武力行使を正当化するには、通常①”under Chapter VII of the United Nations “という慣用句が入り、②さらに次の step の決議、即ち “Authorizes Member States …to use all necessary means” という決議が必要

・湾岸戦争で多国籍軍に武力行使を容認した安保理決議 678 号 2 項は、“Authorizes Member States …to use all necessary means” となっている。(加盟国があらゆる必要な手段 (武力行使を含む) を用いることを授權する) :

行動の主体は (クエート政府と協調する) 加盟国。 c f . 決議 1510 号 4 項

\*アメリカは「個別的自衛権の行使」、NATO は「集団的自衛権の行使」として戦争開始  
日本も「集団的自衛権」行使 (→後述 十)

四、「事後追認」：決議 1386 号により ISAF 設置、1510 号により ISAF の任務範囲拡大  
ISAF 参加国に対し武力行使容認：決議 1386 号 3 項、1510 号 4 項

“Authorizes the Member States participating in the International Security Assistance Force to take all necessary measures to fulfil its mandate”

(注) アメリカは、国連憲章違反でも強引に武力行使し、傀儡政権を樹立し、「治安維持が必要」ということで、傀儡政権から国連に要請させ、事後追認の安保理決議を取るというやりかたは、アフガニスタン戦争でも、イラク戦争でも共通している。(イラク戦争の場合は安保理決議 1441 号、1546 号等)

五、事後追認の安保理決議 1386 号、1510 号、あるいは 1776 号によっても、当初の攻撃は合法化されない

- \* 決議 1776 号決議（資料④参照）の「感謝」によっても、合法化されるわけではない。
- ・「感謝」は、拘束力のある本文ではなく、前文の一部・しかも末尾の段落で「NATOによるリーダーシップ、及びISAFや海上阻止活動部門を含むOEF有志連合に対する多くの国々の貢献に対して感謝を表明」と述べているのみ。
- ・まず、NATOのリーダーシップ、次にISAF、最後にOEF有志連合に対する感謝という形。「日本の給油」となっているわけではない。
- \* 9月20日の民主党・山岡国対委員長もこうした立場からの見解を表明。

## 六、国連決議の有無が主要問題ではない

- \* 大切なことは、①報復戦争は違法であること、②報復戦争でテロ問題は解決しないこと、を明確にして、③テロ問題の真の解決のために日本は何をすべきか、を広く市民に訴えていくこと。

## 七、「国連決議」があれば、日本は自衛隊を海外派兵すべきなのか？ 民主党の見解について

### 1、民主党小沢代表の矛盾

一方ではアメリカのアフガニスタン戦争への日本の参加は集団的自衛権の行使にあたりできないとしながら、他方で小沢代表は「ISAFは国連の決議によりオーソライズされたものであり、国連の平和活動に参加することは、たとえ結果的に武力行使を含むものであっても、憲法に抵触しない。むしろ憲法の理念に合致する」「政権を担い、外交・安保政策を決定する立場になれば、参加を実現したい」と述べた（07.10.05「プレス民主」）、「世界」11月号 小沢論稿

### 2、安保理決議に基くからといって、ISAFを美化するのは危険

- \* ISAFは、当初の安保理決議 1386 号（01.12.20）による「首都カブール周辺の治安維持」の任務から、同決議 1510 号（03.10.13）でカブール及びその周辺以外に拡大され、さらに、2006年10月には全土に活動範囲が拡大された。また、任務を逸脱し、安保理決議の承認のない米軍主導のOEF[不朽の自由作戦]とともに、タリバンなど反政府武装勢力へ「掃討作戦」を展開し、実際には多くの市民を殺害している。
- ・決議 1510 号 2 項は、ISAFと米軍主導のOEFとの「緊密な協議継続」を要求。  
→両者が一体化していることを示している。
- ・また安保理決議はISAFに「武力行使」を容認：決議 1386 号（01.12.20）3 項、決議 1510 号（03.10.13）4 項、決議 1776 号 2 項 →従って、ISAFの美化は危険。
- ・ISAFには、たしかに多くの国が参加しているが（資料②参照）、国連決議のない、違法な米英のアフガニスタン戦争開始を明確には批判していない。

### 3、憲法 9 条を持つ日本は、国連活動であっても「武力行使」には参加してはならない

- \* ISAF 自体は、たしかに国連憲章 51 条に定める「集団的自衛権の行使」ではなく、PKFの一形態。しかしながら、憲法 9 条をもつ日本は、国連PKFであっても武力行使はできないはず。

### \* 日本は国連加盟のときに、軍事的参加を必要とする義務を負わないことを確認

- ・1952年（昭和27年）6月16日の岡崎勝男外務大臣の国連事務総長に対する「宣言」（宣誓）「日本国が、国際連合憲章に掲げられた義務をここに受諾し、且つ、日本国が国際連合の加盟国となる日から、その有するすべての手段をもって（by all means at its disposal）、この義務を遵奉することを約束するものであることを声明する。」
- ・この“by all means at its disposal”の意味について、後に外務省西村条約局長は「国際連合憲章から

生まれる義務を遵守するが、日本のディスポーザルにない手段を必要とする義務は負わない、すなわち、軍事協力、軍事参加を必要とするような国連憲章の義務は負担しないことをはっきりいたした」と説明（憲法調査会第三委員会第24回会議議事録1960年8月10日）

## 八、現在、アフガニスタンに展開している部隊の種類：詳細は、資料②参照

- 1、O E F（Operation Enduring Freedom）[不朽の自由作戦]  
その一環としてのO E F－M I O（Maritime Interdiction Operation）[海上阻止活動]
- 2、I S A F（International Security Assistance Force）国際治安支援部隊  
・国連PKOの一形態：安保理決議1386号（01.12.20）により設置。→決議1510号（03.10.13）によりカブール以外にも拡大
- 3、P R T（Provincial Reconstruction Team）[地方復興チーム]：軍民混合（I S A Fの一環）、これは真の「復興支援」と言えない、むしろ武装部隊と一体化した支援活動は危険とNGOの人たちは指摘。

## 九、「テロ対策」（“警察活動”）ではなく、多くの市民を殺害する「報復戦争」への支援

- ・01年12月～02年（給油量の一番多い時期）米軍はインド洋上からアフガニスタンへの空爆
- ・06.09.22 給油された強襲揚陸艦「イオウジマ」の艦載機AV8Bハリアー垂直離着陸攻撃機がアフガニスタン空爆を繰り返す。
- ・アフガニスタンの大部分の民衆は、日本が米英に給油している事実を知らない。  
→日本に対する“美しい誤解”を生んでいる、この誤解にそむかないでほしい。（伊勢崎賢治さん）
- ・広いインド洋で、「テロリスト移動阻止」ができるのか？（前田哲男さん 07.09.25 赤旗）

## 十、既に「集団的自衛権」行使に深く踏み込んでいる日本

- \*兵站行為は武力行使そのもの：NATO条約5条
- ・NATO条約第5条は「集団的自衛権」に関する規程だが、この規程では日本では「後方支援」とごまかしている活動（兵站活動）も、当然「集団的自衛権行使」の一形態とされている。これが国際的には軍事的常識。
- \*安保条約（“極東”）→ 周辺事態法で「周辺」へ →カンボジアPKO（戦闘終了後が前提）→テロ特措法：現に戦闘中に後方支援（兵站行為）→イラク特措法（現に戦闘中の外国領土の陸上・領空に直接自衛隊派兵）→自衛隊海外派兵恒久化法？
- \*テロ特措法でインド洋にまで自衛隊が出かけ安保条約の「極東」の範囲すら超えている。  
既に、集団的自衛権の行使に深く踏み込んでいる事実（但し、国連憲章51条の要件すら満たしていない点で、国連憲章で正当化されない）を我々は直視する必要がある。  
憲法9条の歯止めで辛うじて「兵站」から「直接の武力行使」への進行が食い止められているに過ぎない。 →さらに憲法9条明文改憲を求めるアメリカの圧力
- \*「かけつけ警護」問題の危険性：中国大陸侵略を拡大していった関東軍の暴走を想起

## 十一、テロ特措法すら逸脱する「給油活動」の実態：アフガン空爆・イラク戦争と一体

- ・03年2月25日、空母キティホーク及び巡洋艦カウペンスに米補給艦ペコスを経て80万ガロン給油していることが暴露される。（ピース・デポ 07.09.20 発表）

- ・キティーホークの任務：「サザンウォッチ」（OSW）（イラクの南方監視作戦）（「イラク戦争」開始前から、国連決議ないままイラク南部空爆を続けている）
- ・**03.03.20 イラク戦争開始**：キティーホークもカウペンスもそのままペルシャ湾で参戦。カウペンスは最初のトマホークを30発以上発射。
- ・しかも、キティーホークもカウペンスも母港は横須賀。
- \* 政府がイラク戦争に転用されない根拠として弁解する「交換公文」(01.11.16) は、何ら歯止めにならない。田中真紀子外務大臣がベーカー駐日大使に入れた文書の第2項は「…アメリカ合衆国の軍隊その他之に類する組織以外の者に移転してはならない」と記載されているのみで、「OEF作戦に限定・転用しない」とは書いてない。
- \* 米国防総省：海上自衛隊が米軍艦艇に供給した燃料の使用について、イラク・アフガン作戦と一体を認める (07.10.18 声明) 「米軍艦艇は複数の任務につくこともある」

## 十二、イラク同様、全土が泥沼状態の戦闘地域・アフガニスタン：報復戦争ではなく政治的・外交的解決を

- ・旧法も新法も「非戦闘地域」を前提
- ・しかし、米軍は**combat zone**を設置。自衛艦の給油地域はこのcombat zone内にある。しかるに、日本の国会では、“米軍の「戦闘地域」と自衛隊の「戦闘地域」とは「定義」が異なる”との答弁・詭弁。  
“トマホーク発射は戦闘行為ではない!?”
- ・治安の悪化：自爆テロ 06年 130回 (05年の6倍)、難民：パキスタンやイランに 350万人 (日本の人口では1400万人に相当)、国内難民 13万人
- ・貧困・雇用問題→やむなく武装グループへ流れ込む者も少なくない。
- ・国連事務総長報告 (07.03.15) も、「反乱勢力の顕著な増加」を指摘し、その原因として「不適切な任命制度、部族縁故主義、権力独占、支配的な社会政治グループに属していない者達の疎外により生じた国民による政権離れは、引き続き反乱が再活性化する主要因となっている。」と指摘。
- ・外務省も「退避勧告」「訪問延期勧告」(07.08.16 現在)
- ・公務外出は防弾車、それ以外は外出禁止 (カブール駐在大使館員の話)
- \* I S A Fが設置されて6年間も経過するのに、治安は悪化の一途。アルカイダもタリバンも一掃されず、タリバンは国土の5割を支配。  
→政治解決が必要
- ・**JVCの現実的提案**「対テロ戦争を見直し、敵対勢力やパキスタン、イランなど周辺国を含むすべての紛争当事者と包括的な和平の協議開始を」。
- ・共産党 志位委員長記者会見 (07.10.18)

## 十三 今、アフガニスタンに必要なのは何か？ →資料③「日本ができる国際貢献」参照

- ・食糧も水もない、戦争どころではない：伊勢崎賢治さん (07.09.15 赤旗)
- ・「ペシャワール会」の中村哲さんがやっている活動が果たしている大きな役割
- ・武力・自衛隊派兵によらない国際貢献を
- ・民主党も「国際貢献」の第一課題は (自衛隊の海外派遣ではなく) 本来「環境問題」と主張している (07.10.05 民主党・新緑風会・日本 大石議員 参議院代表質問)

以上